

平成 29 年 5 月 1 日

一般社団法人日本接着歯学会
第 36 回学術大会発表者 各位

一般社団法人日本接着歯学会
理事長 矢谷 博文
利益相反委員会
委員長 松村 英雄
学術委員会
委員長 大槻 昌幸

学術集会発表における利益相反の開示に関するお知らせ

時下、先生におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学会では「一般社団法人 日本接着歯学会研究等の利益相反に関する指針」が施行されております。

「一般社団法人 日本接着歯学会研究等の利益相反に関する指針」第2条（2）より、本学会の学術大会で発表する代表発表者には発表内容の利益相反の有無を自己申告していただくことになりました。「COI該当有」の場合はCOI自己申告書の提出を学会事務局まで提出をお願い申し上げます。COI該当無の場合は提出不要です。発表当日、口頭発表の場合はタイトルスライドに1～数行、ポスター発表の場合は最後に開示例のように「COI該当有無」の記載をお願い申し上げます。なお、英語にてご発表の場合、英語で同等の内容を表記願います。COI自己申告書は学会ホームページにフォーマットがございますのでそちらをご利用ください。

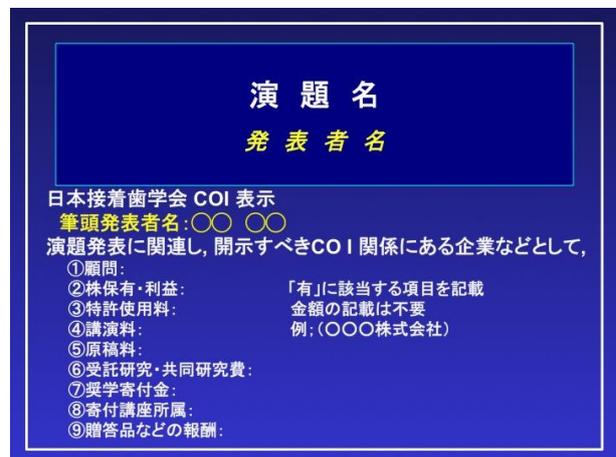
<開示例（COI該当がない場合）>



演 題 名
発 表 者 名

日本接着歯学会 COI 表示
筆頭発表者名:○○ ○○
演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある
企業などはありません。

<開示例（COI該当がある場合）>



演 題 名
発 表 者 名

日本接着歯学会 COI 表示
筆頭発表者名:○○ ○○
演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業などとして、

①顧問:	
②株保有・利益:	「有」に該当する項目を記載
③特許使用料:	金額の記載は不要
④講演料:	例:(○○株式会社)
⑤原稿料:	
⑥受託研究・共同研究費:	
⑦奨学寄付金:	
⑧寄付講座所属:	
⑨贈答品などの報酬:	

一般社団法人日本接着歯学会事務局
〒170-0003
東京都豊島区駒込 1-43-9
(一財) 口腔保健協会内
TEL : 03-3947-8891
FAX : 03-3947-8341

一般社団法人日本接着歯学会 研究等の利益相反に関する指針(抜粋)

第2条 対象者

利益相反指針は、COI状態が生じる可能性のある以下の対象者に適用する。

(2) 本学会が実施する学術集会等の発表者

第5条 (COI自己申告の基準)

前条で規定する基準は以下の通りとする。下記の基準の金額には消費税額を含まないものとする。

- (1) 企業、組織や団体の役員、顧問職については、1つの企業、組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業、組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業、組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間、労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業、団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- (5) 企業、組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業、組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業、組織や団体が提供する研究費については、1つの企業、団体から歯科医学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験など）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。
- (7) 企業、組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業、組織や団体から、申告者個人又は申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。
- (8) 企業、組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業、組織や団体から受けた総額が年間10万円以上とする。

以上